平成３０年度

第２回　国民健康保険運営協議会　会議録

日時　：　平成３１年２月１４日（木）　午後２時

場所　：　交野市役所　本館３階　第二委員会室

平成３０年度　第２回交野市国民健康保険運営協議会　会議録

１．開会　　平成３１年２月１４日（木）午後２時００分

２．閉会　　平成３１年２月１４日（木）午後２時４６分

３．出席委員　　山口　幸三会長
阪長　保委員
古賀　よし枝委員
山下　善子委員
矢寺　敏幸委員
髙木　次郎委員
宮本　芳昭委員
波戸　良光委員
小菓　裕成委員
奥田　忠嗣委員
羽尻　昌功委員
平井　政志委員

４．事務局　　奥野　一志副市長・松川　剛部長・西井　大介次長・堤下　栄基課長・
久保田　佳代課長代理・早野　多恵子係長

５．議事案件　　・諮問事項
平成３１年度国民健康保険医療分の保険料・率について
平成３１年度国民健康保険支援金分の保険料・率について
平成３１年度国民健康保険介護分の保険料・率について
平成３１年度国民健康保険料賦課限度額について
・平成３１年度国民健康保険特別会計予算案
・その他
国民健康保険料軽減判定所得の基準の見直し

６．議事内容

山口会長:　本日は平成３０年度第２回交野市国民健康保険運営協議会を招集いたしましたところ公私なにかと、ご多忙中にもかかわりませず、ご参集賜りまして、誠に有難うございます。
それでは、本日の会議に先立ちまして、長年委員としてご尽力いただきました、雲川委員が昨年１２月に亡くなられましたので、ご冥福をお祈りし黙祷いたしたいと思います。恐れ入りますが、皆さんお立ち願えますでしょうか。
（会長より「黙祷」　３０秒）

はい、ありがとうございました。
また、後任につきましては選任されておりませんので、今回は欠員とさせていただいております
初めに、本日は傍聴を希望されている方が１名おられますので、許可してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議がありませんので、傍聴を許可いたします。傍聴者、お入りください。
（傍聴者入場、着席）

これより、平成３０年度第２回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
まず、はじめに理事者側を代表し、奥野副市長から挨拶を受けたいと思います。
奥野副市長よろしくお願いいたします。

奥野副市長：　皆さん改めましてこんにちは。本日はお忙しいなか、本年度第２回目の交野市国民健康保険運営協議会に、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、平素は何かと本市の行政にご尽力いただいておりますこと、この場をお借り申し上げましてお礼申し上げます。さて、国民健康保険につきましては、ご承知のとおり本年度から府と市と同一で運営をいたしております。本年度、第１年目になりますが、１年目を振り返りまして、また検証等してまいりたいと思っております。また先般、大阪府より統一の保険料率が示されたところではありますが、交野市では急激な負担増を下げるため、本市独自の保険料率の選定をお願いいたしたいと思っております。後ほど諮問書を読み上げますので、よろしくご審議のほうお願い申し上げます。また、この他、今回新年度の国民健康保険の予算案等についてもご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

山口会長：　ありがとうございました。
それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

久保田課長代理：　本日の出席状況を報告いたします。
現在、委員定数１３名中１２名の出席でございます。
こちらは、本運営協議会規則第７条により本運営協議会は成立しております。
以上で報告を終わります。

山口会長：　ありがとうございます。続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第１３条により、議長が指名することになっておりますので、指名させて頂きます。
公益を代表する阪長委員、保険医・保険薬剤師を代表する小菓委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

ただいま、市長より本運営協議会に対し諮問書が提出されます。奥野副市長よりお願いします。

奥野副市長：　交市医第２４６８号平成３１年２月１４日、交野市国民健康保険運営協議会会長山口幸三様、交野市長黒田実「諮問書」平成３１年度 交野市国民健康保険料・率等について、別紙のとおり諮問します。

１．交野市国民健康保険医療分の保険料・率の改正について、（１）所得割については、１００分の８．３０から１００分の８．２３とする。（２）均等割については、被保険者一人当たり２８，２３０円から２８，２４１円とする。（３）平等割については、被保険者一世帯当たり２３，１７０円から２４，９９６円とする。

２．交野市国民健康保険支援金分の保険料・率の改正について、（１）所得割については、１００分の２．６０から１００分の２．７１とする。（２）均等割については、被保険者一人当たり８，８６０円から９，３２４円とする。（３）平等割については、被保険者一世帯当たり７，２７０円から

８，２５２円とする。

３．交野市国民健康保険介護分の保険料・率の改正について、（１）所得割については、１００分の２．３３から１００分の２．８１とする。（２）均等割については、被保険者一人当たり１４，０２０円から１７，７０９円とする。

４．交野市国民健康保険料賦課限度額について、交野市国民健康保険医療分の賦課限度額は、大阪府統一基準どおりとするため、５４万円から５８万円とする。

山口会長：　ありがとうございました。諮問書の写しは各委員にお渡ししています。

それでは、本日の会議に伴う資料が提出されておりますので、諮問事項１から４の説明をお願いします。

堤下課長：　それでは、諮問事項についてご説明させていただきます。

諮問事項１から３につきましては、平成３１年度の保険料率の諮問でございます。諮問事項４につきましては、保険料の賦課限度額に関する事項の諮問でございます。

平成２９年度までは５月に、保険料率を諮問させていただいておりましたが、本年度３０年度からの広域化に伴いまして、各市町村は、大阪府に事業納付金として被保険者の方々に納めていただいた保険料を大阪府に納付することとなりますが、既に大阪府より納付金の額が示されておりますので、２月の運営協議会に諮問させていただくものでございます。

国民健康保険の保険料につきましては、加入者の医療費を賄う医療分と後期高齢者医療を支援するための支援金分、それから４０歳以上６４歳未満の加入者が介護保険サービスの一部を負担するための介護分の３つの区分から成り立っております。

さらに、医療分及び支援金分は、所得にかかる所得割、加入者 １ 人あたりにかかる均等割、１世帯あたりにかかる平等割に区分されております。介護分につきましては、平成３０年度より、国民健康保険の広域化によりまして、所得割及び均等割の２区分に変更さ

れ、全部で８つの料率から成り立っておるところでございます。

資料１ページ、諮問事項の参考資料をお開きください。

一番上の「平成３１年度大阪府への納付金額」をご覧ください。

医療分、支援金分、介護分とそれぞれ「府の示す納付額」を大阪府に納付することとなりますが、広域化を行うことによりまして保険料が上がる市町村につきましては、激変緩和措置として補助がございます。本市におきましては、保険料が上がるという見込みから、この激変緩和措置として府からの補助がございます。

ですので、実際に本市が国民健康保険の被保険者に納付していただく保険料は、医療分、支援金分、介護分それぞれ「実際の納付額」に示されております額ということになります。

それでは、まず、諮問事項１、医療分の料率からご説明させていただきます。

諮問事項１の医療費分でございますが、先ほどの「実際の納付額」にございます１２億７千６５６万３千４６４円が保険料として徴収すべき額となりますが、これは、収納率が１００％での額でございますので、この額を割り戻す必要がございまして、この額を大阪府が示します交野市の標準収納率の９４．３５％で割戻した額の１３億５千３００万８千４４１円が必要な保険料となり、「料率算定基礎額」となります。

この料率算定基礎額①に、賦課割合②、所得割５１％、均等割３２％、平等割１７％をかけたものが３つの区分のそれぞれの賦課額③、加入者みなさまでご負担していただく額となります。

賦課割合②につきましては、広域化後におきましては、変更されることとなります。

資料４ページ「賦課割合と保険料率の比較」をお開きください。

資料上段、平成３０年度交野市の賦課割合をご覧ください。現在、所得割５１．５％、均等割３２．５％、平等割１６％としておりますが、一番下段の府が示します平成３１年度広域化後の賦課割合は、所得割４９％、均等割３１．１％、平等割１９．９％となります。

介護分につきましては、本市は所得割５１％、均等割４９％、府が示す賦課割合は、所得割４６％、均等割５４％となっております。

この大阪府が示します賦課割合ですと、低所得者の方の保険料負担が大きくなることから、緩和するため、所得割と均等割を０．５ポイントずつ下げ、平等割を１ポイント上げるものでございます。ですので、３０年度の所得割・均等割をそれぞれ０．５ポイントずつ下げて、平等割につきましては１ポイント上げるという所で、平成３１年度の賦課割合となります。

毎年この率を変更し、大阪府の賦課割合に合わせていくこととしております。

先ほどの諮問事項の１ページに戻っていただきまして、医療分の料率算定基礎額①に、賦課割合②をかけたものが ３ つの区分のそれぞれの賦課額③、加入者みなさまでご負担していただく額となります。

所得割でございますが、賦課額③の６億９千３万４千３０５円を加入者の総所得であります賦課標準額④で割ったものが所得割の料率、８．２３％となります。

次に均等割ですが、加入者お一人お一人にかかりますので、賦課額の４億３千２９６万２千７０１円を被保険者の見込み人数１万５千３３１人で割りまして２万８千２４１円

となり、これが均等割一人当たりの保険料となります。
次に平等割ですが、こちらは世帯ごとにかかりますので、賦課額２億３千１万１千４３５円、これを見込み世帯数９千２０２世帯で割りますと一世帯当りの保険料２万４千９９６円となります。
なお、加入者の総所得、被保険者の見込み人数及び見込世帯数につきましては、大阪府により算出されておりますので、そちらの数を用いて保険料を算出しております。
下段の表が前年度３０年度との比較になります。３０年度に比べまして、所得割で０．０７ポイント減、均等割で１１円の増、平等割で１，８２６円の増となっております。
以上が医療分でございます。
続きまして、２ページ上段をご覧ください。諮問事項２、支援金分の保険料率でございます。
こちらは７５歳以上の後期高齢者の医療費の一部を７４歳以下の被保険者が負担し、後期高齢者医療を支援するものでございます。
こちらの料率算定基礎額①でございますが、先ほどの「実際の納付額」にございます４億２千１４４万８千９３２円が保険料として徴収すべき額となりますが、先ほどの医療分と同様、割り戻しまして４億４千６６８万６千７３２円が必要な保険料となり、「料率算定基礎額」となります。
この料率算定基礎額に、先ほどの医療費分と同様、賦課割合②をかけたものが、それぞれの保険料率となります。
まず、所得割でございますが、賦課額を所得で割りまして、２．７１％となります。
次に均等割ですが、賦課額を被保険者の見込み数で割りまして９千３２４円となります。
次に平等割ですが、こちらは世帯ごとにかかりますので、賦課額を見込み世帯数で割りますと８千２５２円となります。
下段の表が前年度との比較になります。３０年度に比べまして、所得割で０．１１ポイントの増、均等割で４６４円の増、平等割で９８２円の増となっております。
以上が支援金分でございます。
続きまして、諮問事項３、介護分の保険料率でございます。
６５歳以上の方が受けられる介護サービスの費用の一部を、４０歳から６４歳までの被保険者が負担するものでございます。
こちらの料率算定基礎①でございますが、先ほどと同様「実際の納付額」にございます１億４千６０６万１千４５０円が保険料として徴収すべき額となりますが、標準収納率の９４．３５％で割戻した額の１億５千４８０万８千１０８円が必要な保険料となり、「料率算定基礎額」となります。
こちらの部分につきまして、賦課割合をかけたものが 2 つの区分それぞれの賦課額となりまして、先ほどと同様に求めたものでございます。
なお、介護分につきましては、国民健康保険の広域化によりまして、大阪府下統一で３０年度から平等割が廃止されております。
所得割につきましては、先ほどと同様に計算しますと、２．８１％、均等割につきましては見込み人数で割りまして１万７千７０９円となり、これが均等割の保険料となります。

下段の表が前年度との比較になります。３０年度に比べまして、所得割で０．４８ポイントの増、均等割で３千６８９円の増となっております。

以上が介護分でございます。

次ページ上段の表「所得に対する保険料比較」でございますが、こちらにつきましては、各所得、世帯構成を示しておりまして、平成３０年度と今回諮問させていただいている平成３１年度の保険料率による保険料の比較、大阪府下統一による保険料をお示ししたものとなります。

平成３１年度の保険料増額につきましては、総診療費に占める７０歳以上の割合が増加しており、保険給付費が高齢者の割合増加に伴う自然増により総診療費が上がっていること、また、国の推計による一人当たりの医療費が増加していることによる医療分の増加、介護分の増額につきましては、全国的に介護給付費が増加傾向にあり、大阪府の試算では、１人あたりで約４千円増加しているという試算があり、本市の保険料におきましても、その影響があり、介護分の保険料の増加となっております。

平成 30 年度において、大阪府が保険給付費を算出した推計と実際の見込額にかい離が生じていることなどが、保険料の増額の要因となっております。

今回諮問させていただいております保険料率におきまして、多くの方が平成３０年度に比べ、平成３１年度の保険料が上がる見込みでございます。

以上が諮問事項１から３の説明でございます。

次に、諮問事項４「国民健康保険料賦課限度額について」ご説明させていただきます。

５ページをお開きください。

今回の諮問事項でございますが、医療分の保険料賦課限度額について改定をするものでございます。支援金分及び介護分につきましては、賦課限度額の改定はございません。

賦課限度額につきましては、国の税制大綱が閣議決定される中で、国の基準を引き上げることが示され、国民健康保険法施行令が改正されました。

医療費分の国基準は、昨年５８万円を限度とされ、今年の１月に限度額を６１万円とするとされましたが、大阪府におきまして、翌年度の国民健康保険を運営するに当たり必要額を算出する際に用いる限度額は、国基準が改定される前に算出いたしますので、平成３０年度では５４万円、３１年度では５８万円を用いて算出されております。翌年度３２年度を算出する際には、今回の国基準の６１万円を用いて算出するということになります。

ですので、府が用いる限度額は、国基準より１年遅れということになります。

平成３１年度の大阪府が用いる賦課限度額が５８万円に引き上げられたことから、本市におきましても、医療分の賦課限度額を５４万円から５８万円に引き上げるものでございます。

今回の限度額引き上げによりまして、介護分も含めた保険料の上限額の合計が９３万となります。

本市では、医療分の保険料が限度額に達する世帯は、平成３０年度保険料賦課時の６月現在で算出しますと２０９世帯で、変更前の２４９世帯から限度額到達世帯が４０世帯が減少いたします。

限度額に達する総所得金額等につきましては、世帯構成により異なりますが、２人世帯では、約８４３万円、所得で約６３９万円以上の方が、限度額に達することとなります。

以上、諮問事項の説明とさせていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

山口会長：　ありがとうございました。

事務局より諮問事項の説明が終わりましたので質疑に移りたいと思います。

まず、諮問事項１から３の平成３１年度の保険料・率について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮本委員：　賦課割合で府の通知に必ず合わせないといけないのか。今で行くと０．５きざみで併せているが、全市町村あわせていかないといけないのか。

堤下課長：　今は、激変緩和措置期間ということで、平成３０年度からの６年間は市町村で決めることができますが、激変緩和措置期間が終わりましたら大阪府下統一となりますので、そちらに合わせていく必要があります。

波戸委員：　所得割の料率算定の基準は何になるんでしょうか。

堤下課長：　医療費控除等の前になりますので、課税所得になります。

波戸委員：　トータルすると１３．７５％すごい額になると思いますが、これからも上がっていくわけでしょ、大変な負担になると思いますが、これは支出の限界はどうなんでしょうか。これだけの負担を市民にしてもらって、市民生活はできるんでしょうか。

堤下課長：　保険料の負担というのは非常に大きなものでございますので、大阪府におきましても昨年末ですが、国の方へ公費投入でありますとか要望して、保険料率を下げるための努力をしています。保険料が比較的高いというのは感じていますが。保険料率を下げるための努力を大阪府もしていますし、われわれも要望していきたいと考えております。

波戸委員：　もう１点よろしいでしょうか。収納率が９４．３５％で２９年度の収納率でしょうか

堤下課長：　こちらにつきましては、９４．３５というのは、大阪府が市町村ごとに過去３年分の収納率から算出しまして、交野市の標準収納率として示されているもので、実際は９５．２％ございまして、差額の４分の１がインセンティブとして交野市に残るというシステムになっております。

波戸委員：　２７・２８・２９年の平均ということですか。

堤下課長：　大阪府が算出した数字となります。

山口会長：　他に、よろしいですか。質問を終了させていただきます。
諮問事項４保険料の賦課限度額について、質疑を行います。
質疑はありませんか。
ないようですので、質疑を終了させていただきます。
まず、諮問事項１、医療分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項１は、諮問どおり決定いたしました。

次に諮問事項２、支援金分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項２は、諮問どおり決定いたしました。

次に諮問事項３、介護分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項３は、諮問どおり決定いたしました。

次に諮問事項４、保険料賦課限度額について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項４は、諮問どおり決定いたしました。

なお、答申書の文書整理につきましては、会長に一任ということで、ご異議ございませんか。
それでは、そのようにさせていただき、早速、市長に答申書を提出いたします。
以上をもちまして本日上程されました諮問事項は終了いたしました。

それでは、続きまして、平成３１年度国民健康保険特別会計予算案について説明していただき、その後、その他案件について説明をお願いすることといたします。

事務局、まず、予算案につきましての説明を求めます。

堤下課長：　それでは、平成３１年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

平成３０年度予算の際には、国民健康保険の広域化の初めての年ということもあり、追加する科目や廃止する科目が多くございましたが、平成３１年度予算におきましては、平成３０年度予算を踏襲する内容となっております。

また、平成３１年度予算の編成に際しましては、被保険者の減少がございましたので、保険給付の減少があり、総額といたしまして約３億５千万円の減少がございます。

なお、被保険者の減少につきましては、本市に限らず、他の市町村におきましても同様に減少傾向にございます。

７ページをご覧ください。

歳入でございます。保険料でございますが、被保険者数の減少により、一般医療分で５千６４４万８千円減の１１億１千４５７万５千円を見込んでおりますが、先ほど諮問事項３でございました、介護分の保険料の上昇に伴いまして、一般介護分で２千５９７万円増の１億３千７６万１千円を見込んでおります。

保険料といたしましては、前年度より３千４３５万４千円減の１６億１千１９４万６千円を計上しております。

次に、国庫支出金でございますが、昨年度はございませんでしたが、被保険者の資格管理の更なる効率化、適正化を図るための改修や国、府との情報連携に必要な「データ標準レイアウト」がございまして、そちらのシステム改修等に伴い、国庫から補助があるものでございます。

次に、府支出金特別交付金でございますが、市町村の健康事業への取組や保険料の徴収などの状況により交付される保険者努力支援分や、府の特別調整交付金を計上いたしております。

その下の普通交付金は、保険給付にかかった費用につきまして、大阪府から交付されるものでございまして、被保険者数の減少に伴いまして、保険給付の総額が減少しておりますので、交付金が減少するということで、３０年度より２億９千３９０万円減の５７億３千１５４万３千円を計上いたしております。

次に、繰入金でございますが、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金以外は、一般会計からの繰入となります。

上から２つの基盤安定につきましては、保険料の軽減人数により、国や大阪府の負担分がございまして、それぞれ負担割合を記載しております。

財政安定化支援事業分につきましては、地方財政措置として一般会計から繰入を行っておりますが、広域化に伴いまして、必要な額が大阪府より示されておりまして、１億１千１７８万５千円を計上いたしております。

次の財政調整基金繰入金でございますが、交野市独自の保険料減免、低所得者への減免費用に充てるため、基金を取り崩すことによる繰り入れでございます。

以上の歳入によりまして、前年より３億４千８９７万２千円減の８２億７千１４０万１千円が、平成３１年度の国民健康保険特別会計の歳入予算でございます。

続きまして歳出でございます。８ページをお開きください。

一番上の総務費でございますが、国民健康保険の事務に係る費用でございますが、先ほど歳入の国庫負担金でありました、システム改修がありますので、１千５５８万２千円増の１億２千４１４万５千円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、一般療養給付費につきましては、一人あたりの医療費は、若干増加しておりますものの、被保険者数の減少により２億千９０４万３千円減の４８億８千７１０万１千円を計上いたしております。

トータルといたしまして、保険給付費では、前年度より３億１千６１万２千円減の５７億１千２４６万円を計上いたしております。

この保険給付費の減少が主な国民健康保険特別会計の総額の減少の要因でございます。

次の、大阪府に納めます事業費納付金ですが、医療分、支援金分及び介護分の合計として２２億４千３７９万８千円を計上しております。

２つ下の保健事業費の５７２万４千円増は、本年度実施している特定健診未受診者対策事業、糖尿病腎症重症化予防事業、早期介入事業に加え、平成３１年度は新たに先駆的な取組促進事業より、重複・多剤投与者に対する取組を行う予定をしております。これらの取組に対する費用や特定健診受診者のデータ管理及びシステムの更新費用によるものでございます。

以上が歳出予算となり、歳入同様、前年度より３億４千８９７万２千円減の８２億７千１４０万１千円が、平成３１年度の国民健康保険特別会計が歳出予算でございます。

なお、詳細等につきましては、９ページから添付いたしておりますのでご参照ください。

以上が、平成３１年度国民健康保険特別会計予算の説明でございます。

山口会長：　ただいま事務局より平成３１年度予算案の説明がありました。これより、質疑をお受けいたします。

何か質問はありませんか。

ないようですので、質疑は終わらせていただきます。

続きまして、事務局よりその他案件についてお願いします。

久保田課長代理：　国民健康保険料軽減判定所得の基準の見直しについてご説明させていただきたいと思いますので、資料の１４ページを、ご覧ください。

国保の被保険者は他の社会保険等の被保険者と比較すると低所得者が多く、保険料負担が過重となることがあるため、一定の所得以下の世帯については保険料が軽減されます。

保険料は、所得割・均等割・平等割により構成されております。

この軽減判定は、そのうちの、均等割、平等割が、世帯の合計所得が一定基準以下の場合、自動的にそれぞれ２割、５割、７割と軽減され、保険料が算定されます。

軽減判定所得の２割軽減、５割軽減の基準引上げは、平成２６年度以降６年連続となっております。

資料の一番下の表、平成３１年度分をご覧ください。

所得基準額の欄には軽減判定所得の基準となる額の計算方法が記載されており、今回、この基準額について、２割軽減は現行の５０万円から５１万円に、５割軽減は現行の２７万５千円から２８万円に、それぞれ引き上げる見直しとなっております。

では、どれくらいの収入の世帯がこの軽減の対象になるのかを、３人世帯の給与収入を例として上げています。

２割軽減ですと、所得基準額の欄の計算式に当てはめてみますと、３人の場合、所得１８６万円以下の世帯が対象ということになります。これは給与収入で言いますと、約２９１万円以下の世帯になります。

５割軽減ですと、所得１１７万円以下の世帯が対象となり、これは、給与収入約１９３万円以下の世帯ということになります。

７割軽減の所得基準額は、この表のとおり、変更はありません。

次に、対象世帯数ですが、３１年度の対象世帯数の算出にあたりましては、３０年度と同じ６月の賦課時点での、世帯数、所得に対して、改正後の基準額でみた場合の、対象世帯数を記載しております。

３０年度と比較すると、この見直しにより、軽減対象外であった１８世帯が２割軽減に、また２割軽減に該当していた３３世帯が５割軽減の対象となり、ともに、わずかではありますが、軽減の対象となる世帯は増えるものです。

軽減される保険料相当額の財源としては、大阪府から４分の３、市一般会計から４分の１が基盤安定繰入金として補てんされることとなっております。

以上が、説明となります。

山口会長：　事務局より説明のありました件について、何かご質問はありませんか。

宮本委員：　所得金額というのも府の基準みたいなものがあるんですか。これは、交野市で自由に決められるもんですか。

堤下課長：　所得基準額につきましては、国民健康保険法施行令で決められておりますので、国で決まっています。

宮本委員：　全国一斉ということですか。

堤下課長：　全国一斉にこの額が基準となるというところで、先ほどの賦課限度額につきましてはあくまでも上限ということで、各市町村で決められますが、こちらの軽減につきましては一律で規定されています。

波戸委員：　ということは、市独自で決められるという話でしたよね、府に合わせなければペナルテ

ィーがあるんですか。

堤下課長：　特にペナルティーはございませんが、大阪府の運営方針の中にも国保事業自体の運営を、どちらの方向に向かっていくかなど定められているので、そちらに向かって進めるということで、そこから外れるというのはしにくい状態でございます。外れたからといって特にペナルティーがあるわけではございません。

波戸委員：　市の状況によって、合わせなくてもいいということですね。

堤下課長：　合わせなくてもいけるということは可能であるということは、可能であります。

松川部長：　補足ですけれども、今たとえば、料率で交野市だけ安くしてしまっても６年後には府下統一になりますので、そこでのハードルが非常に高いものになって、結局しんどいのかなというところで、徐々に段階的にあげていきたいというのが、市の状態でございます。

山口会長：　ご質問がないようですのでこれで終了させていただきます。

なお、会議録等の文書整理につきまして会長に一任ということで、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

その他につきまして、事務局から何かお伝えすることありませんか。

松川部長：　事務局からお礼とお願いがございます。まず、本協議会の委員の皆様の２年の任期が本年３月３１日までとなっておりますことから、本日の協議会が最後となります。この２年間広域化という大きな制度改正もあったなか、ご尽力賜り本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

今後新年度に向けまして、各団体様には団体の長様宛に近々、推薦者の依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、新年度からは委員の任期は３年となります。引き続き委員となっていただける方もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。また次年度の第１回の本協議会の開催につきましては、例年５月頃に開催し、決算見込等を報告させていただいておりましたが、前回の協議会におきまして、決算確定した後の方が良いのではないかとの意見がございましたので、次年度につきましては、決算確定後の開催について、検討してまいりたいと考えております。最後に改めまして２年間本当にありがとうございました。

山口会長：　ありがとうございました。

本日は、長時間に渡り慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。

また、任期満了ということで関係の方におかれましても、今後とも国保運営に関してご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。

会議録署名

会　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

会議録署名委員

委　員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

委　員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印